

令和6年度 第3回全国健康保険協会静岡支部評議会議事録

開催日時：令和7年1月17日（金）10：00～12：00

開催場所：全国健康保険協会静岡支部会議室

出席者：石川評議員、榊原評議員、佐野評議員、瀬戸尾評議員、長田評議員、
藤本評議員、望月評議員、森藤評議員、山田評議員（五十音順）

- 議 事：1. 令和7年度静岡支部保険料率について
2. 令和7年度静岡支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）について

○議事の経過

1. 令和7年度静岡支部保険料率について

資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

インセンティブ制度について、全国15位以内に入るための方策は、令和7年度事業計画の説明の際に示されるということによろしいか。

（事務局）

ご質問の通り。

〈評議員〉

資料1-1にあるインセンティブ制度の全国順位を見ると、指標4が大きく順位が上がっている。これは健診当日に受診勧奨を行うことにより順位が上がったと考えられる。その一方で指標2の順位は低く、これはなかなか受診しないいわゆる岩盤層が一定数存在するからではないかと思われる。こうした岩盤層に受診を促すための工夫等を、事業計画の説明時にお知らせしてほしい。

（事務局）

メタボの岩盤層対策には苦慮しており、これといった効果的な施策を見出すのが難しいところであるが、令和6年度から第4期特定健診、特定保健指導プログラムが始まり、特定保健指導はこれまで取組内容で評価されていたところ、それに加えて第4期ではアウトカム指標として「腹囲2センチかつ体重2キロ減」を達成すると保健指導対象から脱却できるという仕組みが導入された。取組目標が具体的で明確になると取組意欲がわく人がいるだろうということで、静岡支部ではこの点を強調した施策も進めていきたいと考えている。

〈議長〉

特定健診の実施率は全国的に苦戦しているが、静岡支部は中でもインセンティブの順位が低い。この後事業計画の説明があるが、頑張って取組んでほしい。

第一の議題である令和7年度静岡支部保険料率については、評議会として、事務局の説明内容を了承したということによろしいか。

〈評議員〉

異議なし。

2. 令和7年度静岡支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）について 資料2-1、資料2-2及び資料2-3に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

いずれの事業もよく目配せされているという印象を受ける。

保健グループの小学生に向けた健康教育について、大人ではなく小学生にターゲットを据えたのはとても興味深く効果が楽しみである。教材費として予算を計上しているが、具体的にはどのような内容を実施するのか。

（事務局）

健康教育については協会全体で取り組むよう示されている。本部のプロジェクトチームが作成した全支部共通の資材に静岡支部の健康課題を盛り込んで使用することを想定している。連携先等は模索中だが、先行して実施している支部では小学校のひとコマをいただいて、生活習慣が悪い人がかかる可能性がある病気やその都道府県の健康課題を内容としている。

〈評議員〉

私達も新聞を活用した教育をお願いすることがあるが、ICTを取り入れた授業を行うなど先生もいろいろと大変で忙しい。しかし、子どもの時代に学ぶことが非常に重要であることは先生方も認識されているため、健康教育はとても良い取り組みだと思う。空いた時間でも取り組めるパッケージを用意するなど、先生方の負担にならないような情報提供や提案をされると健康教育の効果が広がっていくと思う。

（事務局）

なるべく教育現場の負担にならないよう実施していきたい。

〈評議員〉

レセプト点検の精度向上については支払基金と連携して進めてもらえればと思う。保健グループと企画総務グループがともにキーワードとしている「顔の

見える地域ネットワーク」を通じた様々な取り組みについて、興味があるし、協会としてこういったものをイメージして「顔の見える」という表現を使っているのか気になっている。

健康経営という言葉が使われるようになって久しいが、健康経営の取り組みに当たっては労使双方の意識が大事である。付加健診の対象年齢拡大について、昨年連合の執行委員会において付加健診を活用するよう協会けんぽから説明していただいた。資料には「経済団体や業界団体等の」とあるがこれに労働団体も加えてもらえればありがたい。とはいえ静岡県内の労組組織率が18%に満たない状況のため、使用者の方々には従業員代表に就業規則等への健康への取り組み関係を盛り込むよう指示をお願いしたい。またそのあたりの内容について協会けんぽからも発信するようお願いしたい。

(事務局)

「顔の見える地域ネットワーク」として、経営団体、労働団体そして医療関係を含めて、県内で医療保険に関係する団体とは連携を図っていききたい。その中でも中心となるのは静岡県になると思う。医療保険加入者の中で協会けんぽが占める割合は3分の1であり、残りは国保であり健保組合である。協会けんぽ単独ではできることが限られるため、それらの団体とも連携を取りながら事業を進めていきたい。そのためには、協会けんぽが持っている様々なデータを出していきたいと考えている。

〈評議員〉

保険者機能強化予算一覧にある「市・商工会議所等との共同によるメンタルヘルス支援事業」について、こういった事業を行うのか。私自身企業でハラスメント相談窓口を担当しているが、IT企業のためかメンタルダウンを訴える人が出ている。よほど個人の性格上の問題がある社員を除き、実際に認定されるかどうかは別として、ほとんどの人がハラスメントを受けているであるとか時間外勤務が増えているといったことを訴えている。そういった状況と「市・商工会議所等との共同によるメンタルヘルス支援事業」が関連あるように思われるが、具体的にこういった事業を行うのか興味がある。

(事務局)

主に産業医の選任義務のない50人未満の事業所に対して支援することを考えている。セミナー等の実施ではなく、専門職が事業所に伺って、メンタルヘルス対策づくりやメンタル不調予防のための健康相談、あるいはメンタル不調がみられる従業員への面談を実施する予定。市・商工会議所との連携としては、当該事業への広報に協力いただくことを考えている。

〈評議員〉

企業としても試行錯誤で対応しているため、協会けんぽから支援が得られる

のは非常に心強い。

〈評議員〉

保健グループが掲げている遠隔面談等の ICT を活用した特定保健指導の促進について、医療関係者の人手不足等のため医療機関を設置できないあるいは訪問しきれないといった状況において、ICT の活用が不可欠な時代となっている。遠隔面談を受ける側も機械の準備にお金がかかるし機械に慣れる必要もあるが、面談を行う側も受ける側も遠隔面談に慣れるようにすることが重要と感じた。

事業計画の中に「顔の見える地域ネットワーク」や事業所訪問の強化が掲げられているが、オンラインであっても安心感があると思うし、受け手にも伝わりやすくなるので良いことだと思う。

(事務局)

対面の良さと ICT の良さそれぞれあると認識している。できるだけ対象者が利用しやすい環境を整備していくことが重要と考えている。

〈評議員〉

医療や健診のデータ分析について国保連では国保や後期高齢者のデータを用いて行っており、協会けんぽからも健診データ等の提供を受けて県全体のデータ分析を進めている。協会けんぽでも若手職員を中心に分析能力向上のための人材育成を図るということだが、できれば国保連とも連携して分析の効果を上げていくと県全体につながる話であるため、ぜひ人材育成に取り組んでほしい。

(事務局)

これまでは限られた、経験のある職員のみがデータ分析業務を行っていたため、なるべくデータ分析に携われる職員が増えるよう、支部内で人材育成に取り組んでいきたい。また、関係団体との共同データ分析も進めていきたいと思うので、引き続きよろしく願いしたい。

〈評議員〉

心が折れれば当然健康に影響があるのは否定しようがない。お酒や喫煙に逃げない強い精神を持たなければならないのは言うまでもないが、健康に影響が出てしまう労働環境に対しては、協会けんぽの事業計画において何らかの下支えができないか。それが健康経営につながり、最終的にインセンティブで全国 15 位以内に入ることもつながればよい。

ハラスメントについては社内の相談窓口がまず重要であり、法的にも事業所へ設置が求められている。県だけではなく厚生労働省の関係である労働局とも連携して、協会けんぽの予算で加入者向けの外部相談窓口を設置できれば良いと思う。

労働団体にも毎日のようにメンタルヘルスに関連する相談が寄せられており、

本人の希望により労働局へ引き継いだり産業カウンセラーと連携したりして、なんとか心の病が軽減されるよう模索している。企画総務グループの事業計画に働き方改革の推進を盛り込んでいるが、働き方改革はすべての労使が意識すべきことだと思う。

(事務局)

メンタル不調はハラスメントが原因となることもあり、一般的に弁護士が外部相談窓口に関わっていると思うが、現状はいかがか。

〈評議員（弁護士）〉

企業によっては、外部のコンプライアンス相談窓口の弁護士を当該会社の顧問弁護士が務めていることがあり、非常に問題が大きい。会社側の味方である弁護士が窓口となっているため、従業員が非通知設定にして震えながら相談窓口へ電話しても寄り添った対応をするには限界がある。また、懲戒事例があるなど弁護士倫理上も問題があり、相談窓口から手を引く弁護士も存在する。企業とは切り離された第三者的立場の相談窓口があれば、労働者側にも使用者側にもありがたいことではないかと感じた。

(事務局)

県内のハラスメントの状況を把握できていないため、労働団体や弁護士など各関係者から現状や意見を伺いながら、協会としてどこまでできるか検討してまいりたい。

〈評議員〉

連合に寄せられる労働相談のうち、毎月のようにメンタルに関するものが最多である。残念ながら、医療、福祉分野からの相談が常に最も多い。働き方改革が掲げられ、子育てしやすい社会を作るのが当たり前となっており、今年4月からは小学校就学前までの子を持つ親について残業しないあるいは時短勤務といったことが進められる。にもかかわらず残業しないなら正社員からパートに変われと上司から言われたという相談が多い。これでは子育てしながら働いて、悩みから身体に支障が出ないはずがない。健康経営という傘の下に相談対応を労働団体のみならず地域ぐるみで行っていくべき。可能かどうかはわからないが、協会けんぽの中に相談窓口があるというのはとても有意義なことだと思う。

〈議長〉

第三者的な立場に立った窓口は非常に重要であるが、地方労働局の窓口になぐのが一次的対応になると思う。健康といっても範囲が広いので、どこまで保険者機能でできるかという問題があるが、関係機関と連携しながらメンタルヘルスの保全に努めてもらえればと思う。

〈評議員〉

特定健診受診率について調べたところ、県東部が著しく低いとのことであったが、本当か。

(事務局)

実際に県東部の受診率は低い。

〈評議員〉

何が原因として考えられるか。

(事務局)

はっきりとした原因はわからないが、広い地域に分散して住んでおり、健診を受けられる機関が限られているというのがあると思う。そして観光業に従事する人が多く、生活リズムが不規則となり、健診機関に足が向かないのではとも言われている。

〈評議員〉

県東部の受診率を改善させることで県全体の受診率が著しく上がると思う。特定健診を受診しない理由を聞くアンケートを取って、その結果をもとに対策を立てることが有効だと思う。

分析能力の向上に関連して、ChatGPT を使って分析するとかなり正確なデータが出てくるので、お勧めしたい。

〈評議員〉

本日初めての参加で、これだけ多くの事業で健康を支えているのだなという印象を持った。

レセプト点検について全くわからないので教えてほしい。

また令和 8 年 1 月に電子申請を導入するとのことだが、電子申請に関して税務署は動きが早く、かなり強く打ち出しているという感じがした。ただ電子申請は新しいスキルを身につけなければなかなか難しいのも事実。支部で行うことではないと思うが、導入の際はぜひインターフェイスを容易にするなど、できるだけ簡単に作業できるようにしてもらえればありがたい。

(事務局)

健康保険で受診すると患者負担分以外の医療費は医療機関が保険者へ請求する。その時の請求書、診療報酬明細書をレセプトと呼んでいる。レセプトには診療内容ごとにルールが決められており、ルール通りに医療機関が請求しているかをチェックするのがレセプト点検である。高度、複雑な治療をすると、算定ルールに当てはまるかどうか医療機関でも正確に出せないことがあるので、レセプト点検専門の職員がチェックし、誤りがあれば指摘するというのがレセプト点検である。

電子申請について、インターフェイスなど具体的な内容が本部から示されて

いないものの、ご指摘の内容は重要と考えている。協会でも電子申請的な仕組みを10年余り前に導入したことがあるが、導入環境等をなかなか理解してもらえず、利用頻度がほぼなかったため廃止した経緯がある。それを踏まえて、より簡単に使えるための案内など、本部主導で進めていくことになると思う。